

令和7年度岡山県動物愛護センター樹木管理業務委託仕様書

1 業務の目的

岡山県動物愛護センターにある樹木について、四季を通じてその景観を維持するために、必要な管理作業を継続的に行うものである。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託場所

岡山市北区御津伊田2750 岡山県動物愛護センター

4 業務委託の内容

「岡山県動物愛護センター樹木管理業務平面図」(別紙1)及び「中高木のエリア分け」(別紙2)に示す場所において、「動物愛護センター樹木管理業務年間スケジュール表」(別紙3)に従い、次の作業を実施するものとする。

(1) 植栽管理工

① 高木管理工

(防除 年2回)

・高木 幹周60cm未満	18本×2回	=	36本
・高木 幹周60cm～120cm	26本×2回	=	52本
計	44本×2回	=	88本

② 中木管理工

(防除 年2回)

・中木 樹高100cm～200cm	93本×2回	=	186本
・中木 樹高200cm～300cm	236本×2回	=	472本
計	329本×2回	=	658本

(剪定 年1回)

・中低木 円筒形樹高100cm～200cm	93本
・中低木 円筒形樹高200cm～300cm	135本
計	228本

③ 低木管理工

(防除 年1回)

・寄植 低木	約13,000本 3,270㎡
--------	-----------------

(剪定 年2回)

・寄植 低木	約13,000本 3,270㎡×2回=6,540㎡
--------	---------------------------

(2) 除草工

作業面積合計 9, 7 6 4 m²

① 抜根除草 植え込み地(除草 年2回) 4, 8 8 2 m² × 2回 = 9, 7 6 4 m²

② 産業廃棄物(建設発生木材※)処分 1 9 . 8 t

(※ 剪定枝、除草等)

(3) その他

樹木数や作業面積など詳細な業務内容については、面積等集計表(別紙4)及び工事内訳表等(別紙5)で確認すること。

5 特記事項

次の特記事項については、別紙特記仕様書(別紙6)で確認すること。

- (1) 一般事項
- (2) 委託業務中の事故及び地元対応について
- (3) 委託業務の着手について
- (4) 実施工程表について
- (5) 使用材料について
- (6) 工程管理について
- (7) 写真管理について
- (8) 安全対策関係について
- (9) 樹木薬剤散布について
- (10) 樹木薬剤散布について(別表1 農薬の使用量)
- (11) 樹木薬剤散布について(別表2 内分泌攪乱作用を有すると疑われる薬剤)
- (12) 樹木剪定について
- (13) 寄植剪定について
- (14) 抜根除草について
- (15) 植物発生材処分について
- (16) パトロールについて
- (17) 枯損樹木の処置について
- (18) 成果品(着手時)
- (19) 成果品(完了時)
- (20) その他

6 注意事項

- (1) 本委託業務の全部を第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。
- (2) 作業の実施に当たっては、県の監督員と協議を行い、その指示に従うこと。その他業務に定めのない作業等については、事前に県に確認又は打ち合わせ等を行うこと。
- (3) 作業の実施に関し、現場代理人又現場責任者を定め、着手前に県に提出すること。
- (4) 薬剤を使用する際には、病虫害の発生状況を確認し、事前に監督員に使用する薬剤について報告の上使用すること。使用薬剤については、内分泌攪乱作用が疑われる物質を含まないことを確認すること。
- (5) 業務に関する日誌、写真、帳簿、伝票、報告書類等を適切に整備すること。

(6) 委託業務着手時は、速やかに工事着手届に5の特記事項の(18) 成果品（着手時）を添付して提出すること。

(7) 委託業務完了後は、速やかに実績報告書（完成届に5 特記事項の(19) 成果品（完了時）を添付したもの）を県の監督員に提出し確認を受けること。

成果品（着手時）	
	・実施工程表（動物愛護センターと協議したもので、当初と3か月ごとに作成） ・その他監督員が必要と認めたもの
成果品（完了時）	
	・工事写真帳（カラーL判・A4サイズ） 着手前現況写真 作業写真は各種作業区分ごとに、作業場所ごとに確認できるよう整理したもの（特に除草、剪定は作業前と作業後の写真も必要） ・完成写真（カラー2L判・A4サイズ） ・納品伝票綴り（使用材料数量表、納品書写し含む） ・植物発生材処分伝票綴り（搬入数量一覧表、事業系ごみ搬入確認書＜領収書原本＞ ・作業日誌（監督員指示事項及び確認印欄付き） ・材料受払簿（薬剤関係） ・監督日誌（工事打合簿、検査・段階確認書、立会書含む） ・材料検査簿（材料検査・確認書、材料検査写真含む） ・パトロール日誌（監督員確認印含む） ・その他監督員が必要と認めたもの

(8) 委託料の支払は前号の実績報告書提出後、県による確認を受けた後に支払う（精算払）。

別紙 1

岡山県動物愛護センター	岡山県立動物愛護センター
岡山県立動物愛護センター	岡山県立動物愛護センター
岡山県立動物愛護センター	岡山県立動物愛護センター
岡山県立動物愛護センター	岡山県立動物愛護センター

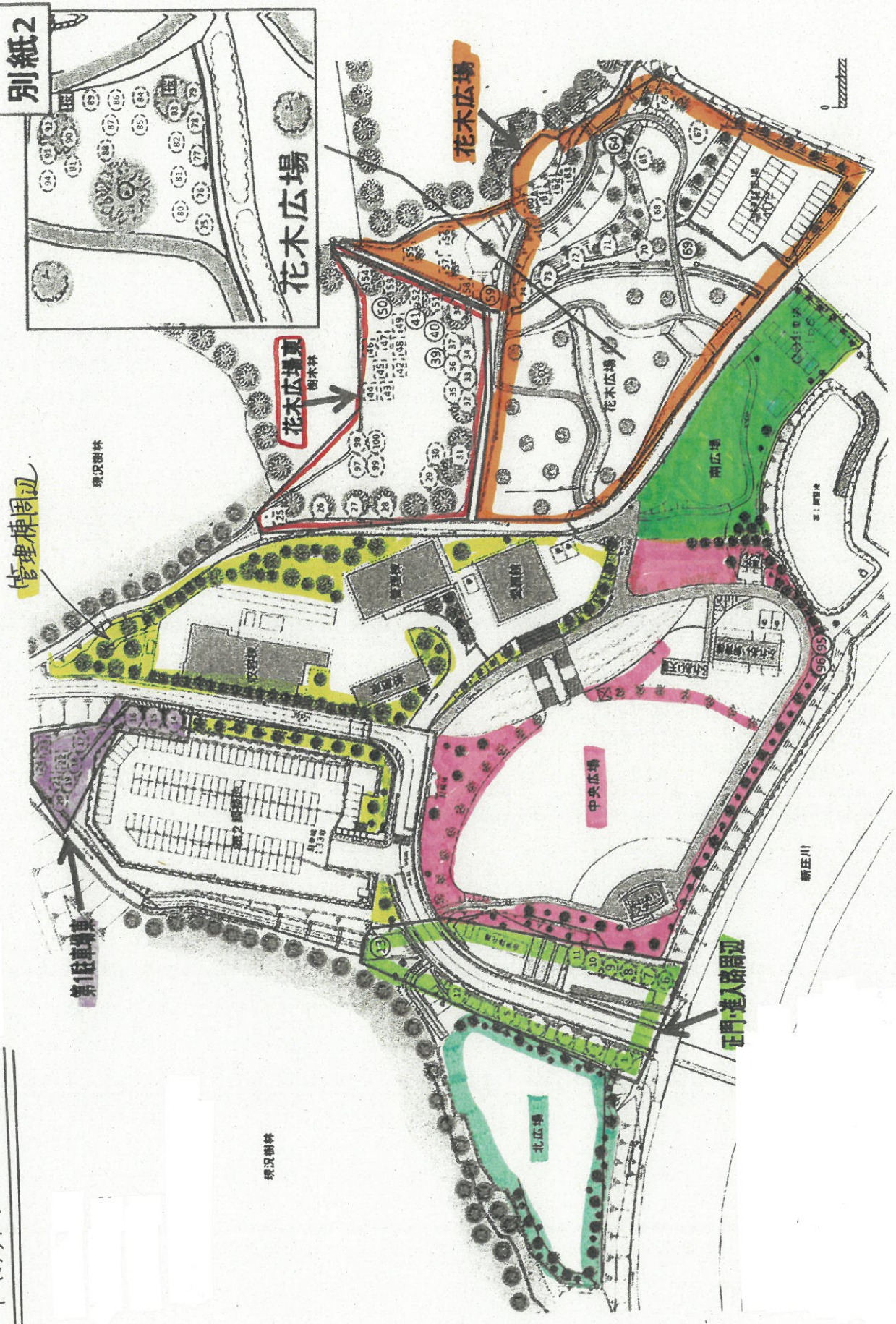


項目	内容
1	管理棟
2	管理棟周辺
3	管理棟周辺
4	管理棟周辺
5	管理棟周辺
6	管理棟周辺
7	管理棟周辺
8	管理棟周辺
9	管理棟周辺
10	管理棟周辺
11	管理棟周辺
12	管理棟周辺
13	管理棟周辺
14	管理棟周辺
15	管理棟周辺
16	管理棟周辺
17	管理棟周辺
18	管理棟周辺
19	管理棟周辺

項目	内容
1	管理棟
2	管理棟周辺
3	管理棟周辺
4	管理棟周辺
5	管理棟周辺
6	管理棟周辺
7	管理棟周辺
8	管理棟周辺
9	管理棟周辺
10	管理棟周辺
11	管理棟周辺
12	管理棟周辺
13	管理棟周辺
14	管理棟周辺
15	管理棟周辺
16	管理棟周辺
17	管理棟周辺
18	管理棟周辺
19	管理棟周辺

中高木のエリア分け

別紙2



動物愛護センター樹木管理業務 年間スケジュール表

(業務委託期間 R 7. 5月下旬～R 8. 3. 31)

作業内容 実施月		除 草 (抜根のみ)	剪 定	防 除	その他
5 月	契約締結 作業打合せ				
6 月		↑			↑
7 月			↑↓	↑	パ ↑ 枯 ト ↓ 木 撤 去
8 月			↓		
9 月			↑		ロ
10 月			↓		ー
11 月					ル
12 月					・
1 月				↓	清
2 月					掃
3 月		↓			↓

上記の矢印の期間内において

- ・ 抜根除草は最低年 2 回実施
- ・ 剪定は最低年 2 回実施（樹枝により時期が異なる）
- ・ 防除は最低年 2 回実施
- ・ パトロールは概ね月 1 回
- ・ 清掃は状況に応じ随時

岡山県動物愛護センター除草面積集計表

植え込み地付近

(単位: m²)

区分	No.	抜根除草	肩掛除草	灌水面積
管理棟周辺	1	14	345	359
	2	32	122	154
	3	55	229	284
	4	101	1,225	1,326
	5	152		152
	6	122		122
	7	98		98
	8	58	192	250
	9	18		18
	10	186		186
	小計	836	2,113	2,949
北広場	11	369		369
中央広場	12	85	560	645
	13	1,005	604	1,609
	14	950	110	1,060
	小計	2,040	1,274	3,314
南広場・花木広場	15	111	1,246	1,357
	16	126	878	1,004
	17	800		800
	18	600		600
	小計	1,637	2,124	3,761
合計		4,882	5,511	10,393

○抜根除草 4,882m² × 2回 = 9,764m²

○肩掛除草 今年度は実施せず。

○灌水面積 今年度は実施せず。

岡山県動物愛護センター 低木防除・せん定面積集計表

名 称	単位	管理棟周辺	北広場	中央広場	南広場	花木広場	計
コデマリ	本／株	384		1,344	48	992	2,768
ユキヤナギ	本／株	456		1,176	48	1,120	2,800
レンギョウ	本／株	216		1,176	48	1,248	2,688
ヒラドツツジ	本／株	572		776	484	444	2,276
アベリヤ	本／株	680			184	504	1,368
アオキ	本／株	192					192
ビラカンサ	本／株		440				440
イヌツゲ	本／株		545				545
合計	本／株	2,500	985	4,472	812	4,308	13,077
面積	m ²	625	247	1118	203	1077	3,270

年 2 回実施

合計 6540 m²

岡山県動物愛護センター中高木本数集計表(R7更新)

(単位:本)

区 分		名 称	正門・進入路 周辺	第1駐車場東	花木広場東	管理棟周辺	北広場	中央広場	南広場	花木広場	計
高 木	幹周 60cm 未満	ヒノキ		1							1
		アラカシ				9					9
		シラカシ				4					4
		ウバメカシ				1					1
		コナラ				1					1
		サルスベリ				2					2
		小計	0	1	0	17	0	0	0	0	18
	幹周 60cm 以上	クロガネモチ				5					5
		クスノキ				1					1
		クヌギ								2	2
		アラカシ				4					4
		シラカシ				4					4
		ウバメカシ				7					7
		コナラ				2					2
		キリノキ						1			1
	小計	0	0	0	23	0	1	0	2	26	
	高木計		0	1	0	40	0	1	0	2	44
中 木	樹高 200cm 未満	ヤブツバキ	1					2	8	16	27
		アラカシ				4	1			1	6
		シラカシ				6		4		3	13
		ウバメカシ					1				1
		カナメモチ						1	6	1	8
		クロガネモチ	8				6	2			16
		ネズミモチ	1				4			1	6
		サンゴジュ						1	1		2
		サザンカ						1			1
		キンモクセイ				1					1
		サルスベリ				2					2
		イロハモミジ								7	7
		トウカザクラ						3			3
		小計	10	0	0	13	12	14	15	29	93
	樹高 200cm 以上	アラカシ	1				2	8	10		21
		シラカシ	4				4	11	6		25
		ウバメカシ	2				6		1		9
		ヤブツバキ				8					8
		クロガネモチ				11	2				13
		ネズミモチ							1		1
		ハクモクレン	4			5		30			39
		コナラ						10		2	12
		ヒイラギモクセイ						1		1	2
		モッコク						1	2		3
		カナメモチ				2					2
		小計	11	0	0	26	14	61	20	3	135
		ソメイヨシノ	12	7	13					45	77
ヤエザクラ			4					2	6		
ヤマザクラ		3	10					5	18		
サクラ小計	12	10	27	0	0	0	0	52	101		
中木計		33	10	27	39	26	75	35	84	329	
合 計		33	11	27	79	26	76	35	86	373	

○高木(幹周60cm未満)防除

18本×2回=36本

○高木(幹周60～120cm)防除

26本×2回=52本

○中木(樹高200cm未満)防除

93本×2回=186本

○中木(樹高200～300cm)防除

236本×2回=472本

○中木(樹高200cm未満)せん定

93本×1回=93本

○中木(樹高200～300cm)せん定

(236-101)本×1回=135本(サクラを除く)

R7年度 剪定枝・芝刈・除草等処分量集計

規 格			単位当り処分量 (A)	作業数量 (B)	作業回数 (C)	処分量 (A)×(B)×(C)	内訳表数量	備 考	
高木	夏期	C=60cm未満	0.02860 t/1本	本	0 回	0 t	0.0 t		
		C=60cm以上120cm未満	0.04080 t/1本	本	0 回	0 t			
	冬期	C=60cm未満	0.02860 t/1本	本	1 回	0 t			
		C=60cm以上120cm未満	0.04080 t/1本	本	1 回	0 t			
中低木	球形	H=100cm未満	0.00230 t/1本	本	1 回	0 t	1.3 t		
		H=100cm以上 ～200cm未満	0.00770 t/1本	本	1 回	0 t			
		H=200cm以上 ～300cm未満	0.01820 t/1本	本	1 回	0 t			
	円筒形	H=100cm未満	0.00100 t/1本	本	1 回	0 t			
		H=100cm以上 ～200cm未満	0.00310 t/1本	93 本	1 回	0.3 t			
		H=200cm以上 ～300cm未満	0.00710 t/1本	135 本	1 回	1 t			
	寄植		0.00150 t/1㎡	3,270 ㎡	2 回	9.8 t	9.8 t		
	寄植		0.00150 t/1㎡	㎡	1 回	0 t			
	寄植		0.00150 t/1㎡	㎡	1 回	0 t			
	地被	ヘデラ等刈り込み		0.00089 t/1㎡	㎡	0 回	0 t	0.0 t	動物愛護センターで実施。
		芝刈り		0.00089 t/1㎡	㎡	0 回	0 t		
	抜根除草	植え込み地		0.00089 t/1㎡	4,882 ㎡	2 回	8.7 t	8.7 t	今年度は抜根除草のみ実施。
中央広場		0.00089 t/1㎡	㎡	1 回	0 t				
計							19.8 t		

工 事 内 訳 表

頁0-0001

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費											
植栽											
					式						
植栽工											
					式						
高木防除											
	道路植栽工(植樹管理 防除)									施工 第0-0001号表	
		36			本						
	薬剤 高木・幹周60cm未満									H00	
		36			本						
	道路植栽工(植樹管理 防除)									施工 第0-0002号表	
		52			本						
	薬剤 高木・幹周60cm以上120cm未満									H00	
		52			本						
中木防除											

工 事 内 訳 表

頁 0 - 0002

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	道路植栽工(植樹管理 防除)					施工 第0-0003号表
		186	本			
	薬剤 中木・樹高100cm以上200cm未満					H00
		186	本			
	道路植栽工(植樹管理 防除)					施工 第0-0004号表
		472	本			
	薬剤 中木・樹高200cm以上300cm未満					H00
		472	本			
樹木せん定						
	道路植栽工(植樹管理 せん定)					施工 第0-0005号表
		93	本			
	道路植栽工(植樹管理 せん定)					施工 第0-0006号表
		135	本			
低木防除						
	道路植栽工(植樹管理 防除)					施工 第0-0007号表
		3,270	m2			

工 事 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	薬剤 寄植・低木					H00
		3,270	m2			
低木せん定						
	道路植栽工(植樹管理 せん定)					施工 第0-0008号表
		6,540	m2			
除草工						
	道路植栽工(植樹管理 抜根除草)					施工 第0-0009号表
		9,764	m2			
*直接工事費における処分費						
	伐木材処分費					施工 第0-0010号表
		19.8	t			
直接工事費						
共通仮設費率分						

工 事 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
共通仮設費計											
純工事費											
現場管理費											
工事原価											
一般管理費等											
工事価格計											
消費税等相当額計										10%	
工事費計											

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理防除 (高木) 幹周 6 0 cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊ ＊単位当り ＊ ＊	1	本			
高木_幹周60cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]50本以上 -		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理防除 (高木) 幹周 6 0 cm以上 1 2 0 cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊ ＊単位当り＊ ＊	1	本			
高木_幹周60cm以上120cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]50本以上 -		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理防除 (中木) 樹高 1 0 0 cm以上 2 0 0 cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊ ＊ 単位当り ＊ ＊	1	本			
中木_樹高100cm以上200cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]50本以上 -		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理防除 (中木) 樹高 2 0 0 cm以上 3 0 0 cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊ ＊単位当り ＊ ＊	1	本			
中木_樹高200cm以上300cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]50本以上 -		

施 工 代 価 表

施工 第0-0005号表

道路植栽工(植樹管理 せん定)

1 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 中低木円筒形せん定 樹高100cm以上200cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊＊単位当り＊＊	1	本			
低木・中木せん定 [規]50本以上 -			円筒形_樹高100cm以上200cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)		

施 工 代 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 中低木円筒形せん定 樹高200cm以上300cm未満	1.000	本			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1本当り		本			
＊＊単位当り＊＊	1	本			
低木・中木せん定 [規]50本以上 -			円筒形_樹高200cm以上300cm未満 - 供用区間(環境緑地帯)		

施 工 代 価 表

1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理防除（寄植） 低木	1.000	m2			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1m2当り		m2			
＊＊単位当り＊＊	1	m2			
寄植_低木 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]1000m2以上 -		

施 工 代 価 表

1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 寄植せん定 低木	1.000	m2			
諸雑費(まるめ)	1	式			
1m2当り		m2			
＊＊単位当り＊＊	1	m2			
寄植せん定 [規]1000m2以上 -			低木 - 供用区間(環境緑地帯)		

施 工 代 価 表

1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路植栽工 植樹管理除草 (抜根除草) 植込み地	1.000	m2			
諸雑費(まるめ)	1	式			
＊ ＊単位当り＊ ＊	1	m2			
抜根除草_植込み地 - 供用区間(環境緑地帯)			[規]1000m2以上 -		

伐木材処分費

施 工 代 価 表

施工 第0-0010号表

1 t 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐木材 処分費 中間処理（再資源化）	1.000	t			
t 当り		t			
＊ ＊単位当り＊ ＊	1	t			
伐木材 t （トン）			中間処理（再資源化）		

街路樹管理業務委託 特記仕様書

項 目	特 記 事 項
1 一般項目	1 受託者は、設計図書に記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事安全施工技術指針」、「建設土木工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。 2 受託者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出すること。所管の警察署から道路使用許可を得ること。 3 受託者は、受託業務の実施に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受託者で責任をもって実施すること。 4 受託者は、監督日誌及び材料検査簿等を備え、監督事項又は検査事項等を記入し、押印するものとする。
2 委託業務中の事故及び地元対策について	1 委託業務の実施中に事故（交通及び委託現場）が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、早急に工事事務報告書を作成して提出すること。 2 地元関係者等から委託業務の実施に関して苦情又は意見があり、受託者が対応すべき内容の場合は、誠意をもって対応し適切な措置を講じること。これらの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう書面で記録し明確にするとともに、状況を随時監督院に協議又は報告し、指示があればそれに従うものとする。受託者のみによる判断、当事者同士のみでの示談等安易な行為は行わないこと。
3 委託業務の着手について	本委託業務の着手については、監督員と協議して開始すること。
4 実施工程表について	受託者は、作業開始日までに「実施工程表」を作成し、監督員に提出しなければならない。
5 使用材料について	受託者は、設計図書で数量確認を行う資材について、品名・規格・単位・予定数量等を記載した「使用承諾願」を作成し、事前に監督員の承諾を得なければならない。

項 目	特 記 事 項
6 工程管理について	1 受託者は、委託期間中における各種管理作業の着手時期について、事前に監督員と協議して、承諾を得た上で実施しなければならない。（監督日誌に記載する。） 2 受託者は、個々の管理作業が終了した段階で、監督員と協議して必要に応じて立会又は確認を受けなければならない。（監督日誌に記載する。）
7 写真管理について	1 委託業務の着手前の写真を全箇所について撮影すること。 2 作業写真は、作業別に作業前・作業中・作業後を一組として、同一箇所で撮影すること。 3 作業写真中の黒板には、位置（エリア名）・作業名・作業回数・作業日を明記すること。 4 使用材料の写真は、搬入数量及び使用数量が確認できるよう明確に撮影すること。 5 すべての作業が完了した後に、完成写真を全箇所について撮影すること。
8 安全対策関係について	・ 本委託業務の実施に当たっては、一般交通を妨害したり、その他の公衆に迷惑を及ぼさないよう安全対策を図らなければならない。
9 樹木薬剤散布について	1 農薬（殺虫剤）の使用にあたっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法（使用回数、使用濃度等）を遵守し、人畜の安全性及び対象樹木の薬害に十分注意すること。農薬の使用量は別表（1）を標準とする。 2 農薬の使用後は、になった袋やボトル類は放置しないで、必ず回収し適正に処理を行うこと。 3 散布方法はそれぞれ農薬及び病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行うこと。 4 散布にあたっては、天気、気温、風、日照、降雨等天候条件を考慮して実施すること。また、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。 5 散布量は指定の濃度に希釈混合したものを被害部分を中心にむらなく散布すること。 6 散布に際しては、対象樹木以外にかからないように、周辺の住民、通行者、一般車長老に対する安全についても十分注意して行うこと。万が一事故が起こった場合は、受託者の責任において対処しなければならない。 7 害虫の発生の有無を確認せずに、定期的に薬剤を使用することは、原則として行わず、日頃から害虫の早期発見に努めること。 8 薬剤の使用基準を遵守するとともに、使用する薬剤はできる限り低毒性のものを使用することとし、散布量、散布範囲等は必要最低限にとどめるものとする。 9 散布を行う者は、防護用具の着用を徹底するものとする。 10 周辺住民等関係者の安全を確保するため、必要に応じて関係者への連絡や立札の設置により、薬剤の散布場所、散布日時等を十分周知するものとする。

項	目	特 記 事 項			
10	樹木薬剤散布について	別紙(1)			
		夏期薬剤防除薬品使用量 <u>BT水和剤</u>			
		規 格	希釈液散布量 (A)	希釈倍率 (B)	原液使用量(1ℓ=1kg) (A/B) 代価表値
	高木	C=60cm未満	4.00 ℓ/本	1,000	0.00400 ℓ/本 0.400 kg/100本
		C=60cm以上 ~120cm未満	10.00 ℓ/本	1,000	0.01000 ℓ/本 1.000 kg/100本
	球形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	1,000	0.00100 ℓ/本 0.100 kg/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	1,000	0.00200 ℓ/本 0.200 kg/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	7.00 ℓ/本	1,000	0.00700 ℓ/本 0.700 kg/100本
	円筒形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	1,000	0.00100 ℓ/本 0.100 kg/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	1,000	0.00200 ℓ/本 0.200 kg/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	4.00 ℓ/本	1,000	0.00400 ℓ/本 0.400 kg/100本
	寄植	H=100cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 kg/100㎡
		H=100cm以上 ~200cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 kg/100㎡
		H=200cm以上 ~300cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 kg/100㎡
		夏期薬剤防除薬品使用量 <u>展着剤</u>			
		規 格	希釈液散布量 (A)	希釈倍率 (B)	原液使用量 (A/B) 代価表値
	高木	C=60cm未満	4.00 ℓ/本	10,000	0.00040 ℓ/本 0.040 ℓ/100本
		C=60cm以上 ~120cm未満	10.00 ℓ/本	10,000	0.00100 ℓ/本 0.100 ℓ/100本
	球形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	10,000	0.00010 ℓ/本 0.010 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	10,000	0.00020 ℓ/本 0.020 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	7.00 ℓ/本	10,000	0.00070 ℓ/本 0.070 ℓ/100本
	円筒形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	10,000	0.00010 ℓ/本 0.010 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	10,000	0.00020 ℓ/本 0.020 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	4.00 ℓ/本	10,000	0.00040 ℓ/本 0.040 ℓ/100本
	寄植	H=100cm未満	1.00 ℓ/㎡	10,000	0.00010 ℓ/㎡ 0.010 ℓ/100㎡
		H=100cm以上 ~200cm未満	1.00 ℓ/㎡	10,000	0.00010 ℓ/㎡ 0.010 ℓ/100㎡
		H=200cm以上 ~300cm未満	1.00 ℓ/㎡	10,000	0.00010 ℓ/㎡ 0.010 ℓ/100㎡
		夏期薬剤防除薬品使用量 <u>MEP乳剤</u>			
		規 格	希釈液散布量 (A)	希釈倍率 (B)	原液使用量 (A/B) 代価表値
	高木	C=60cm未満	4.00 ℓ/本	1,000	0.00400 ℓ/本 0.400 ℓ/100本
		C=60cm以上 ~120cm未満	10.00 ℓ/本	1,000	0.01000 ℓ/本 1.000 ℓ/100本
	球形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	1,000	0.00100 ℓ/本 0.100 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	1,000	0.00200 ℓ/本 0.200 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	7.00 ℓ/本	1,000	0.00700 ℓ/本 0.700 ℓ/100本
	円筒形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	1,000	0.00100 ℓ/本 0.100 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	1,000	0.00200 ℓ/本 0.200 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	4.00 ℓ/本	1,000	0.00400 ℓ/本 0.400 ℓ/100本
	寄植	H=100cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 ℓ/100㎡
		H=100cm以上 ~200cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 ℓ/100㎡
		H=200cm以上 ~300cm未満	1.00 ℓ/㎡	1,000	0.00100 ℓ/㎡ 0.100 ℓ/100㎡
		冬期薬剤防除薬品使用量 <u>マシン油乳剤</u>			
		規 格	希釈液散布量 (A)	希釈倍率 (B)	原液使用量 (A/B) 代価表値
	高木	C=60cm未満	4.00 ℓ/本	40	0.10000 ℓ/本 10.000 ℓ/100本
		C=60cm以上 ~120cm未満	10.00 ℓ/本	40	0.25000 ℓ/本 25.000 ℓ/100本
	球形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	40	0.02500 ℓ/本 2.500 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	40	0.05000 ℓ/本 5.000 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	7.00 ℓ/本	40	0.17500 ℓ/本 17.500 ℓ/100本
	円筒形	H=100cm未満	1.00 ℓ/本	40	0.02500 ℓ/本 2.500 ℓ/100本
		H=100cm以上 ~200cm未満	2.00 ℓ/本	40	0.05000 ℓ/本 5.000 ℓ/100本
		H=200cm以上 ~300cm未満	4.00 ℓ/本	40	0.10000 ℓ/本 10.000 ℓ/100本
	寄植	H=100cm未満	1.00 ℓ/㎡	40	0.02500 ℓ/㎡ 2.500 ℓ/100㎡
		H=100cm以上 ~200cm未満	1.00 ℓ/㎡	40	0.02500 ℓ/㎡ 2.500 ℓ/100㎡
		H=200cm以上 ~300cm未満	1.00 ℓ/㎡	40	0.02500 ℓ/㎡ 2.500 ℓ/100㎡

項	目	特記事項																									
11	樹木薬剤散布について	・ 内分泌攪乱作用が疑われる物質を含む薬剤は、その作用のないことが明確になるまでは使用しないこととする（別表（２）参照）。 別表（２）（参考）内分泌攪乱作用を有すると疑われる薬剤（成分名） <table><tr><td></td><td>成 分 名</td></tr><tr><td rowspan="10">殺 虫 剤</td><td>NAC（ナック）</td></tr><tr><td>ケルセン</td></tr><tr><td>エンドスルファン（ベンゾエピン）</td></tr><tr><td>マラチオン（マラソン）</td></tr><tr><td>メソミル</td></tr><tr><td>シペルメトリン</td></tr><tr><td>エスフェンバレレート</td></tr><tr><td>フェンバレレート</td></tr><tr><td>ペルメトリン</td></tr><tr><td rowspan="5">殺 菌 剤</td><td>ベノミル</td></tr><tr><td>マンゼブ（マンコゼブ）</td></tr><tr><td>マンネブ</td></tr><tr><td>ジネブ</td></tr><tr><td>ジラム</td></tr><tr><td rowspan="6">除 草 剤</td><td>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（2,4-PA）</td></tr><tr><td>アトラジン</td></tr><tr><td>アラクロール</td></tr><tr><td>CAT（シマジン）</td></tr><tr><td>トリフルラリン</td></tr><tr><td>メトリブジン</td></tr></table> 備考 「内分泌かく乱物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略計画 SPEED’98－（環境庁1998年5月、2000年11月版）」から抜粋		成 分 名	殺 虫 剤	NAC（ナック）	ケルセン	エンドスルファン（ベンゾエピン）	マラチオン（マラソン）	メソミル	シペルメトリン	エスフェンバレレート	フェンバレレート	ペルメトリン	殺 菌 剤	ベノミル	マンゼブ（マンコゼブ）	マンネブ	ジネブ	ジラム	除 草 剤	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（2,4-PA）	アトラジン	アラクロール	CAT（シマジン）	トリフルラリン	メトリブジン
	成 分 名																										
殺 虫 剤	NAC（ナック）																										
	ケルセン																										
	エンドスルファン（ベンゾエピン）																										
	マラチオン（マラソン）																										
	メソミル																										
	シペルメトリン																										
	エスフェンバレレート																										
	フェンバレレート																										
	ペルメトリン																										
	殺 菌 剤	ベノミル																									
マンゼブ（マンコゼブ）																											
マンネブ																											
ジネブ																											
ジラム																											
除 草 剤	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（2,4-PA）																										
	アトラジン																										
	アラクロール																										
	CAT（シマジン）																										
	トリフルラリン																										
	メトリブジン																										

項 目	特 記 事 項
12 樹木剪定について	1 高木剪定に実施に当たっては、周辺の住民、通行者及び一般車両等の道路交通に対して特に安全に配慮しなければならない。万一事故が起こった場合は、受託者の責任において対処しなければならない。 2 高木剪定は、樹種本来の樹形をとどめながら全体を縮小する自然相似樹形仕立てを基本とする。ただし、修景上、人口樹形に仕立てる場合、道路交通の機能障害となる樹木については、この限りではない。 3 車道側は、車両制限高（3.8m）及び車道建築限界（4.5m）、また歩道側は、歩道建築限界（2.5m）を確保するよう適切に剪定すること。このことで樹木に問題が生じる場合は、監督員との協議によって決定するものとする。 4 高木夏期剪定は、樹の「姿を整える」目的で樹冠の乱れや、込みすぎた枝を透かす剪定とする。 5 高木冬期剪定は、落葉広葉樹の「整枝剪定」を中心に行う。寒さに弱い常緑広葉樹に対しては、厳冬期の剪定は避けること。 6 中低木（球形・円筒形）剪定は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。 7 高木及び中低木（球形・円筒形）の根元付近から発生するやご（ひこばえ）、幹から発生する幹ぶき（胴ぶき）、運転者の視界の妨げとなる下枝等は、抜根除草時に除去すること。 8 病虫害等の発生した部分については、剪定時に除去するとともに、適切な剪定により日照や通風の確保を図り、病虫害の発生しにくい状態を維持するよう努めること。 9 地元関係者等から強剪定等の要望を受けた場合、必ず監督員に協議を行いその指示に従うこと。
13 寄植剪定について	1 寄植剪定は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈り込み、天端をそろえる。 2 寄植剪定は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込まなければならない。
14 抜根除草について	1 抜根除草は、既存植物を傷めないように除草器具などを用いて、除草の根を残さないように抜き取らなければならない。この際、土はよくふるい落とすとともに既存植物の根が浮き上がった場合には、よく押さえて植え直すこと。 2 繁茂したしている雑草や植栽地のゴミ類は、樹木の生育が阻害されたり枯損の原因にもつながるため、抜根除草時に清掃を行い植栽地の美観の維持に努めること。

項 目	特 記 事 項
15 植物発生材処分について	1 樹木剪定後の枝葉は、作業当日のうちに速やかに処理するとともに、樹木・寄植等の周辺をきれいに清掃することとし、枝葉等を植栽地内はもちろん路上・路肩にも放置してはならない。 2 抜根除草等も上記に準ずるものとする。 3 剪定枝葉等の植物発生材は、公共の一般廃棄物処理施設へ搬入して適正に処分すること。
16 パトロールについて	1 受託者は受託区域内を巡視し、管理業務を適正・効果的に実施するように努め、その結果をパトロール日誌に記載すること。 2 異常気象時等の緊急時に、パトロールを指示することがある。異常気象時のパトロール中に異常を発見したときは臨機に対応をとること。またその結果を速やかに監視員に連絡するとともに、パトロール日誌に記載すること。
17 枯損樹木の処理について	1 枯死したり幹や枝に傷や空洞が生じた枯損樹木は、放置すると美観を損ねるだけでなく、植栽としての機能を発揮できないので、適切な処理を行うこととする。 2 管理作業およびパトロールの実施中に枯損樹木を発見した場合は、速やかに監督員へ報告を行い、その指示に従い処置することとする。 3 枯損樹木の処置については、受託者のみの判断で栽培撤去等を実施してはならない。
18 成果品（着手時）	・ 受託者は、受託業務の着手日までに次の書類を作成し、監督員に提出しなければならない。 ・ 実施工程表 1 部 ・ 施工計画書（下記の事項について記載したもの） 1 部 (1) 委託概要 (委託名・委託場所・工期・委託金額・発注者名・受託者名・受託業務内容等) (2) 計画工程表 (全体の工程を大まかに表現したもので、バーチャート等で各種の作業開始と終わりを表示) (3) 現場組織表 (現場の組織及び命令系統並びに業務分担が分かるもの) (4) 安全管理 (安全管理対策・第三者施設安全管理対策・安全教育及び訓練活動等) (5) 主要資材 (設計図書で数量確認を行う資材について、品名・規格・単位・予定数量等を記載) (6) 施工方法 (作業時間・交通規制・工種毎の作業フロー、位置図、概略図等) (7) 緊急時の体制及び対応 (異常気象時・災害発生時の体制及び連絡系統) (8) 交通管理 (交通対策・安全施設・案内標識等) (9) その他 (官公庁への手続き、地元への周知等) ・ その他監督員が必要と認めたもの 指示された部数

項 目	特 記 事 項
19 成果品（完成時）	・ 受託者は委託業務完了届を提出する際には、下記に規定する書類を一括整理して提出するものとする。 ・ 工事写真帳（カラー・L版・A4サイズ） 1部 着手前現況写真、各種作業の実施状況、作業工程、作業内容が確認できるよう整理したもの。 ・ 完成写真（カラー・2L版・A4サイズ） 1部 ・ 納品伝票綴り（使用材料数量表含む） 1部 ・ 植物発生材処分伝票綴り（搬入数量含む） 1部 ・ 作業日誌（表紙） 1部 ・ 材料受払簿 1部 ・ 監督日誌（工事打ち合わせ簿、検査・段階確認書、立会書を含む） 1部 ・ パトロール日誌 ・ その他監督員が必要と認めたもの 指示された部数
20 その他	・ 作業日誌には、位置（エリア名等）・工種・回数または数量の他、作業員数及び時間帯、使用機械名及び台数、植物発生材搬入数量、材料使用数量、実施した業務内容について記載すること。